

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 愛知享栄学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

監事

増田 望太郎 

監事

浅野 寿夫 

私たちは、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人愛知享栄学園寄附行為（平成 26 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 3 項の規定に基づき、学校法人愛知享栄学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、財産の状況、理事の業務執行状況についても説明を受け、私たちが必要と認める監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人愛知享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めました。また、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正の行為、または法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上